

問 1

給与所得者に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		65万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円 超	1,000万円 以下	収入金額×10%+ 120万円
1,000万円 超		220万円

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

(問題1)

(設問A) 北村さんは、株式会社KAの代表取締役を務めるほかに、グループ会社である株式会社KBの取締役も非常勤で務めていたが、2017年中に退職している。北村さんの2017年分の源泉徴収票の内容が以下のとおりである場合、2017年分の所得税の確定申告における所得税額に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

<北村さんの源泉徴収票に記載されている金額(一部抜粋)>

支払者	役員報酬支払金額	社会保険料等の金額	源泉徴収税額	摘要
株式会社KA	7,200,000円	1,050,000円	600,000円	年末調整未済
株式会社KB	720,000円	—	21,000円	年末調整未済

・源泉徴収票に記載されている「社会保険料等の金額」以外の所得控除額は520,000円である。

1. 72,900円が還付される。
2. 176,900円が還付される。
3. 292,500円が還付される。
4. 221,500円を納付する。

問2

専業主婦の佐野さんは、亡くなった父が生前に自宅として使用していた建物とその敷地を相続（単純承認）により取得しました。この建物は相続後しばらく空き家になっていましたが、佐野さんは賃貸等の有効活用を検討することにしました。佐野さんの不動産の有効活用に係る所得税に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題2)

(設問A) 佐野さんが、この建物を2019年1月1日より賃貸したときの収支の予想に関する資料等が以下のとおりである場合、佐野さんの2019年分の不動産所得の金額として、正しいものはどれか。

<収支に関する資料>

- ・ 貸家の年間賃料収入（総収入金額） 192万円
- ・ 固定資産税 20万円

<減価償却に関する資料>

- ・ 建物の取得価額（父の取得価額） 2,500万円
- ・ 建物の取得日（父の取得日） 2007年1月22日
- ・ 父の相続開始日 2017年2月9日
- ・ 耐用年数 22年

償却方法	償却率
定額法	0.046
定率法	0.091

- ・ 償却方法の届出は行っていない。
- ・ 2018年末の未償却残高相当額は1,663万円である。

<備考>

- ・ 確定申告は青色申告により行うものとし、青色申告特別控除額は10万円とする。
- ・ 賃貸物件は上記の貸家1棟のみである。

1. 106,670円
2. 470,000円
3. 570,000円
4. 855,020円

(問題3)

(設問B) 佐野さんが父から相続した建物を賃貸せずに取り壊し、その敷地を2019年1月1日より駐車場として賃貸したときの収支の予想に関する資料等が以下のとおりである場合、佐野さんの2019年分の不動産所得の金額として、正しいものはどれか。

<収支に関する資料>

- ・ 駐車場の年間賃料収入（総収入金額） 240万円
- ・ 駐車場設備のための借入金返済額等
 - 元本返済額 25万円
 - 利子支払額 3万円
- ・ 固定資産税 70万円
- ・ 建物の取壊し費用 120万円
- ・ 建物の取壊し時の時価 600万円

<減価償却に関する資料>

- ・ アスファルト舗装費用 160万円
- ・ 取得日 2018年12月19日
- ※事業供用日は2019年1月1日である。
- ・ 耐用年数 10年

償却方法	償却率
定額法	0.100
定率法	0.200

- ・ 償却方法の届出は行っていない。

<備考>

- ・ 建物の取壊しおよび取壊し費用の支出は2018年中に行われている。
- ・ 確定申告は青色申告により行うものとし、青色申告特別控除額は10万円とする。
- ・ この駐車場の駐車台数は10台である。

1. ▲579万円
2. 21万円
3. 125万円
4. 141万円

(問題4)

(設問C) (問題2) および (問題3) における貸家経営と駐車場経営の賃貸開始2年目となる2020年分の税引前キャッシュフローの比較に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、収入および経常的な支出については2019年と同じであるとする。

1. 駐車場経営の方が94万円キャッシュフローが良い。
2. 貸家経営の方が5万円キャッシュフローが良い。
3. 貸家経営の方が30万円キャッシュフローが良い。
4. 貸家経営の方が150万円キャッシュフローが良い。

問3

吉田さんは、2017年1月まで勤めていた会社を退職し、2017年2月から個人で事業を開始しました。吉田さんの2017年分の事業所得等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、計算に当たっては、2017年分の事業所得の金額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

(問題5)

(設問A) 吉田さんは、生計を一にする妻が所有する自動車を使用し、その使用料を妻に支払っており、また妻から借りた開業資金に係る支払利息も支払った。妻が所有する自動車等の状況が以下のとおりである場合、吉田さんの2017年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費となる金額として、正しいものはどれか。

項目		金額	負担した者
自動車に係る支出	妻に支払った賃借料	165千円	吉田さん
	自動車税	45千円	吉田さんの妻
自動車に係る減価償却費		500千円	—
妻から借りた開業資金に係る支払利息		70千円	吉田さん

・ 上記の金額は、2017年分の事業期間に対応するものである。

1. 45千円
2. 545千円
3. 615千円
4. 780千円

(問題6)

(設問B) 吉田さんは、業務用に中古のサーバー用パソコンを購入した。その購入価額、償却率、経過年数等は以下のとおりである。2017年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却の金額として、正しいものはどれか。なお、当該中古サーバー用パソコンの取得後の使用可能年数の見積もりは困難であり、省令において定められた簡便な計算方法によるものとする。また、吉田さんは税務署に償却方法を届け出たことはない。

- ・ 中古サーバー用パソコンの購入価額 360,000円
- ・ 中古サーバー用パソコンの購入月（同月から事業の用に供した） 2017年3月
- ・ 経過年数 3年6ヵ月
- ・ サーバー用パソコンの法定耐用年数 5年
- ・ 償却率

耐用年数	定額法	定率法
2年	0.500	1.000
3年	0.334	0.667
4年	0.250	0.500

1. 100,200円
2. 150,000円
3. 180,000円
4. 300,000円

(問題7)

(設問C) 吉田さんの2017年以降の事業計画による所得の実績と予想等が以下のとおりである場合、吉田さんの2020年分の所得税の計算上、課税総所得金額として、正しいものはどれか。

年分	各種所得の金額	所得控除額
2017年	給与所得 90万円 事業所得 ▲350万円	100万円
2018年	事業所得 ▲40万円	120万円
2019年	事業所得 200万円 株式等の譲渡所得 120万円	110万円
2020年	事業所得 350万円	110万円

- ・ 事業所得の損失の金額には、被災事業用資産の損失の金額はない。
- ・ 各年分の青色申告書（損失申告書を含む）を申告期限内に適正に提出し、純損失の繰越控除の適用があるものとする。
- ・ 純損失の繰戻還付の適用は受けないものとする。

1. 30万円
2. 50万円
3. 140万円
4. 240万円

(問題8)

(設問D) 吉田さんは小規模企業共済に加入しようと考えている。吉田さんが小規模企業共済に加入した場合における次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 個人事業主が事業を廃業し、共済金を分割で受け取った場合は、公的年金等の雑所得として所得税が課税される。
2. 個人事業主が事業を廃業し、共済金を一時金で受け取った場合は、一時所得として所得税が課税される。
3. 小規模企業共済の加入者である個人事業主が死亡したことにより、その遺族が共済金を受け取った場合は、遺族に対して所得税が課税される。
4. 個人事業主が支払った小規模企業共済の共済掛金は、所得税の計算上、事業所得の必要経費に算入される。

(問題9)

(設問E) 吉田さんの知人の高倉さんは、長年勤めた会社を退職して喫茶店を個人で開業し、専業主婦の妻に仕事を手伝ってもらおう予定である。高倉さんが妻に支払う給与等の所得税法上の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 高倉さんが白色申告の場合において、高倉さんの妻が専ら高倉さんの事業に従事していたときには、事業専従者の給与として実際に支給した金額を、その事業に係る所得の金額の計算上、必要経費に算入することができる。
2. 青色事業専従者に支給した給料・賞与・退職金については、その労務の対価として相当である場合には、支給した青色事業専従者給与を、必要経費に算入することができる。
3. 高倉さんの妻が高倉さんの事業に専ら従事する期間が、従事可能期間の3分の1を超えていれば、青色事業専従者給与の適用を受けることができる。
4. 高倉さんの妻が青色事業専従者給与の支払いを受けた場合、または事業専従者控除の対象となった場合には、その給与収入の金額にかかわらず、配偶者控除の対象にすることができない。

問4

会社員の五十嵐さん（47歳）は、老後の生活設計に漠然とした不安を抱き、家計収支を改善するために、現状の分析を行うことにしました。以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		65万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円 超	1,000万円 以下	収入金額×10%+ 120万円
1,000万円 超		220万円

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円 未満	70万円
	130万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+ 155.5万円
65歳以上の者	330万円 未満	120万円
	330万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+ 155.5万円

<住民税の速算表>

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%
均等割	1,000円	3,000円

※住民税の調整控除については考慮しないものとする。

(問題10)

(設問A) 五十嵐さんの2017年分の給与収入等の状況が以下のとおりであった場合、五十嵐さんの給与収入の手取り金額(社会保険料、所得税および住民税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。

- ・ 2017年分の給与収入等の状況

① 2017年分の給与収入	5,600,000円
② 2017年中に給与収入から徴収された社会保険料	780,000円
③ 2017年分の給与所得に対する所得税	*****円
④ 2017年分の給与所得に対する住民税	*****円
⑤ 給与収入の手取り金額(=①-②-③-④)	*****円

※問題作成の都合上、一部「*****」で表示している。

- ・ 所得税に係る所得控除の金額 2,200,000円
- ・ 住民税に係る所得控除の金額 2,000,000円

※所得控除の金額には、給与収入から徴収された社会保険料が含まれている。

※上記以外の事項は考慮しないものとする。

1. 4,535,000円
2. 4,539,000円
3. 4,555,000円
4. 5,315,000円

(問題11)

(設問B) 五十嵐さんは、家計収支の改善のために、2018年中に保険を解約して解約返戻金を受け取ることを検討している。仮に五十嵐さんの2018年分の給与所得等および解約する保険の内容が以下のとおりである場合、この保険の解約により増加する所得税の金額として、正しいものはどれか。なお、この保険は今から8年前に一時払養老保険を契約したもので(保険料負担者も五十嵐さん)、今から2年後に満期となる。

・ 給与所得の金額	400万円 (給与所得は年末調整により所得税が精算されている)
・ 所得控除額	220万円
・ 保険の解約返戻金の額	300万円
・ 既払込保険料の額	190万円

※上記以外の事項は考慮しないものとする。

1. 22,500円
2. 47,500円
3. 52,500円
4. 102,500円

(問題12)

(設問C) 五十嵐さんは定年後の家計状況を分析するために、退職金について試算をすることにした。五十嵐さんが定年退職した際に、以下のとおりに退職一時金が支給されるものとした場合、税引後の手取り金額(所得税および住民税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。なお、所得控除および住民税の均等割については考慮しないものとする。

- ・ 退職一時金の支給額 2,500万円
- ・ 勤続年数 37年4ヵ月 (病気の治療のために1年8ヵ月の休職期間が含まれている)

※過去に退職金の支給を受けたことはなく、役員として勤務した期間もないものとする。

※障害者になったことに基因する退職ではないものとする。

※「退職所得の受給に関する申告書」は適正に提出するものとする。

1. 23,687,500円
2. 24,107,500円
3. 24,517,500円
4. 24,657,500円

(問題 13)

(設問D) 五十嵐さんは公的年金だけでは老後の生活資金が不足すると考え、8年前から生命保険会社の個人年金保険に加入し、保険料を負担している。五十嵐さんが65歳以降のある年に以下のとおり公的年金と個人年金を受け取った場合、五十嵐さんの税引後の手取り金額(所得税および住民税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。

○公的年金の受取額

- ・ 公的年金収入 274万円(非課税所得に該当するものは含まれていない)

○個人年金の受取額等

- ・ 年金受取額 60万円
- ・ 必要経費 34万円(その年分に対応する必要経費とする)

○所得控除額 70万円(所得税および住民税ともに同額とする)

1. 2,831,000円
2. 3,121,500円
3. 3,171,000円
4. 3,175,000円

(問題14)

(設問E) 五十嵐さんが60歳までに死亡した場合、以下の保険契約に基づく死亡保険金が五十嵐さんの妻に支払われることになっている。仮に五十嵐さんが50歳で死亡して死亡保険金が妻に支払われた場合、その年分における妻の所得税に係る課税総所得金額として、正しいものはどれか。

<五十嵐さんを被保険者とする保険契約>

	保険料負担者 (保険契約者)	死亡保険金額	死亡保険金受取人	支払保険料 の合計額
保険契約RA	五十嵐さん本人	1,200万円	五十嵐さんの妻	280万円
保険契約RB	五十嵐さんの妻	420万円	五十嵐さんの妻	90万円
保険契約RC	五十嵐さんの母	500万円	五十嵐さんの妻	120万円

- ・ 死亡保険金はすべて一時金で支払われるものとする。
- ・ 支払保険料の合計額は、保険事故発生時までの支払保険料の合計額とする。
- ・ これらの保険契約に係る配当金はないものとする。
- ・ いずれの保険も特約を付帯していないものとする。
- ・ 妻の所得控除額は80万円とし、受領した死亡保険金以外の収入はないものとする。

1. 60万円
2. 140万円
3. 250万円
4. 520万円

(問題15)

(設問F) 仮に五十嵐さんに万一のことがあった場合、五十嵐さんの妻はパートで働くことも考えている。ある年における妻の収入等の状況が以下のとおりである場合、その年分の妻の各種収入の手取り金額(社会保険料、所得税および住民税を控除した後の金額)の合計額として、正しいものはどれか。なお、その年における妻の年齢は65歳未満とする。

- ・ 給与収入：175万円
- ・ 遺族年金収入：130万円
- ・ 所得税の所得控除額：90万円(社会保険料控除額が24万円含まれている)
- ・ 住民税の所得控除額：83万円(社会保険料控除額が24万円含まれている)

1. 1,476,500円
2. 2,686,500円
3. 2,776,500円
4. 3,016,500円

問5

株式等の譲渡、配当等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題16)

(設問A) 柴田さんの2017年中に支払いを受けた配当等が以下のとおりである場合、柴田さんの2017年分の所得税の確定申告における配当所得の金額として、正しいものはどれか。なお、確定申告不要を選択できるものについてはすべて申告不要を選択するものとする。

銘柄等	配当等の金額 (税引前)	左記の 計算期間	備考
株式会社PA	105,000円	12ヵ月	・ 非上場株式
株式会社PB	130,000円	12ヵ月	・ 上場株式
株式会社PC	40,000円	6ヵ月	・ 非上場株式 ・ 年2回、2017年3月と2017年9月に受け取っている。
	55,000円	6ヵ月	
国内株式 投資信託	120,000円	12ヵ月	・ 国内の上場株式を投資対象とする投資信託 ・ 2016年中に信託を開始し、信託期間は無期限である。 ・ 収益分配金はすべて普通分配金である。

- ・ 株式はいずれも内国法人のものであり、持ち株割合はいずれも3%未満である。
- ・ 配当等の金額から控除する負債の利子はない。
- ・ 柴田さんは特定口座と少額投資非課税制度の口座（NISA口座）は有しておらず、2017年中に株式等の売買は行っていない。
- ・ 2017年中において適用される上場株式等の譲渡損失の繰越控除の金額はない。

1. 95,000円
2. 160,000円
3. 175,000円
4. 200,000円

(問題 17)

(設問B) 山岸さんの2013年から2017年までの上場株式に係る譲渡所得の金額および配当所得の金額は以下のとおりである。上場株式の配当所得について申告分離課税により確定申告をした場合、山岸さんの2017年分の所得税の計算上、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の規定により、上場株式に係る譲渡所得の金額から控除される損失の金額として、正しいものはどれか。

<山岸さんの上場株式に係る譲渡所得および配当所得の状況>

○2013年分

譲渡所得の金額		配当所得の金額
株式会社PD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入金額 234万円 ・ 取得費 258万円 ・ 譲渡費用 2万円 	10万円

○2014年分

譲渡所得の金額		配当所得の金額
株式会社PF	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入金額 320万円 ・ 取得費 400万円 ・ 譲渡費用 3万円 	6万円

○2015年分

譲渡所得の金額		配当所得の金額
株式会社PG	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入金額 134万円 ・ 取得費 105万円 ・ 譲渡費用 2万円 	8万円

○2016年分

譲渡所得の金額		配当所得の金額
0円		4万円

○2017年分

譲渡所得の金額		配当所得の金額
株式会社PG	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入金額 420万円 ・ 取得費 180万円 ・ 譲渡費用 3万円 	7万円

- ・ 山岸さんは、2013年分の所得税の確定申告以降、継続して上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受けており、2012年以前には株式等の取引を行っていないものとする。
- ・ 上場株式はいずれも内国法人のものであり、持ち株割合はいずれも3%未満である。
- ・ 少額投資非課税制度による譲渡所得、配当所得は含まれていない。
- ・ 上記の表の金額は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受ける前の金額である。
- ・ 上記の取引は、すべて証券会社を経由して行っている。

1. 38万円
2. 54万円
3. 58万円
4. 76万円

(問題18)

(設問C) 別所さんの2017年中の株式の譲渡等の内容は以下のとおりである。別所さんの2017年分の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、別所さんの申告する譲渡所得の金額が最も少なくなるように計算すること。また、別所さんはこれまでに下記以外の株式等の取引を行っていないものとする。

銘柄	区分	取得日	譲渡日	譲渡価額	左記に対応する取得費等	備考
A株式	上場	2014年 8月 8日	2017年 7月27日	350万円	300万円	(注1)
B株式	上場	2015年 2月12日	2017年 10月 3日	260万円	200万円	(注2)
C株式	上場	2017年 3月21日	2017年 5月25日	390万円	420万円	(注3)

(注1) 別所さんは、従前からA証券会社にA特定口座（源泉徴収選択口座に該当する）を開設しており、そのA特定口座でA株式の取引を行っている。なお、2017年中にA特定口座で行われた取引はA株式の譲渡のみである。

(注2) 別所さんは、従前からB証券会社にB一般口座（少額投資非課税制度には該当しない）を開設しており、そのB一般口座でB株式の取引を行っている。なお、2017年中にB一般口座で行われた取引はB株式の譲渡のみである。

(注3) 別所さんは、従前からC証券会社にC特定口座（源泉徴収選択口座以外に該当する）を開設しており、そのC特定口座でC株式の取引を行っている。なお、2017年中にC特定口座で行われた取引はC株式の譲渡のみである。

1. 20万円
2. 30万円
3. 60万円
4. 80万円

(問題19)

(設問D) 山根さんが2017年中に行った株式の譲渡等の内容は以下のとおりである。山根さんの2017年分の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、山根さんの申告する譲渡所得の金額が最も少なくなるように計算すること。また、山根さんはこれまでに下記以外の株式等の取引を行っていないものとする。

銘柄	区分	取得日	譲渡日	譲渡価額	左記に対応する 取得費等	備考
D株式	非上場	1996年 4月 1日	2017年 3月22日	150万円	300万円	
E株式	上場	2013年 8月 6日	2017年 10月25日	480万円	250万円	(注1)
F外国債券	上場	2016年 7月 8日	2017年 6月 1日	200万円	220万円	(注2)

(注1) 山根さんは、従前からE証券会社にE特定口座（源泉徴収選択口座以外に該当する）を開設しており、そのE特定口座でE株式の取引を行っている。なお、2017年中にE特定口座で行われた取引はE株式の譲渡のみである。

(注2) F外国債券は特定公社債に該当し、F証券会社にF特定口座（源泉徴収選択口座に該当する）を開設して購入したものである。

1. 60万円
2. 80万円
3. 210万円
4. 230万円

(問題20)

(設問E) MO株式会社に勤務する宮野さんは、以下の条件でMO社から付与されたストック・オプションについて、2017年中にすべて権利行使をしてMO社の株式を取得し、同年中に全株式を売却した。宮野さんの2017年分の所得税における株式等に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、譲渡費用は考慮しないものとする。

権利付与時のMO社の株式の時価	1株 1,700円
宮野さんへの付与株数	3,000株
権利行使株数	3,000株
権利行使価額	1株 2,200円
権利行使時のMO社の株式の時価	1株 4,000円
売却価額	1株 5,000円

- ・ 税制適格要件はすべて満たしており、かつ、その適用を受ける旨の届出をしているものとする。
- ・ 2017年中に譲渡した株式はこのほかにはない。

1. 150万円
2. 300万円
3. 840万円
4. 990万円

問6

居住用の土地および建物の譲渡に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題21)

(設問A) 横川さんの母は2015年10月に死亡した。横川さんは母が住んでいた居住用財産(土地と建物)を相続(単純承認)により取得した後、2017年11月に売却し、「被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特例(3,000万円の特別控除の特例)」(以下「本特例」という)の適用を受けようと考えている。本特例の適用要件に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、各選択肢において、適用を受けるための他の要件はすべて満たしているものとする。

1. 被相続人の居住用財産の売却代金の合計額が1億円以下でなければ、本特例の適用を受けることができない。
2. 居住用財産が相続した時に一定の耐震基準を満たしていない場合であっても、売却する時点で耐震リフォーム等を行い、一定の耐震基準を満たしていれば、本特例の適用を受けることができる。
3. 居住用財産は、相続した時から売却の時まで、居住用や事業用の用途に使っていれば、本特例の適用を受けることができる。
4. 相続開始の直前において、母が一人暮らしでなければ、本特例の適用を受けることができない。

(問題 2 2)

(設問B) 自己が所有する家で一人暮らしをしていた小原さんは、長男と同居を始めたことで所有する家が2017年1月以降空き家になったため、同年11月に売却した。小原さんの居住用財産(土地と建物)が以下のとおりである場合、小原さんの居住用財産の売却に係る所得税および住民税の金額として、正しいものはどれか。解答に当たっては、所得税および住民税が最も少なくなる方法で計算をすること。なお、所得税および住民税の金額の計算に際し、所得控除、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

<小原さんの居住用財産の売却に関する資料>

○譲渡年月	2017年11月
○譲渡価額	120,000,000円(土地および建物の合計金額)
○譲渡費用	3,620,000円
○取得年月	1975年10月
○取得費	土地 40,000,000円 建物 5,000,000円(償却費相当額を控除した後の金額)

- ・ 建物は一定の耐震基準を満たしている。
- ・ 空き家となってからは、居住用、貸付用、事業用の用途には使っていない。
- ・ 売却する土地および建物について、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除」の適用を受ける要件を満たしている。
- ・ 譲渡費用は譲渡年において、現金で支払ったものである。

1. 5,793,200円
2. 8,276,000円
3. 10,676,000円
4. 14,276,000円

問7

所得税に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題23)

(設問A) 日本国内の民間企業に勤務する給与所得者の木内さんは、米国に賃貸用のマンションを所有していたが、2017年3月以降は空室が続いていたため、同年10月に売却した。2017年中の不動産所得は損失が生じたが、売却に伴い譲渡所得が生じることとなった。木内さんの2017年分の所得税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、木内さんは非永住者以外の居住者に該当する。

1. 不動産所得に係る損失は、譲渡所得と損益通算することはできないが、給与所得とは損益通算することができる。
2. 不動産所得に係る損失は、国外に所在する不動産から生じたものであるため、同じ国外の不動産から生じた譲渡所得と損益通算することはできるが、給与所得とは損益通算することができない。
3. 不動産所得に係る損失は、給与所得および譲渡所得のどちらとも損益通算することができる。
4. 不動産所得に係る損失は、国外に所在する不動産から生じたものであるため、給与所得および譲渡所得のいずれとも損益通算することができない。

問8

所得税における損益通算に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題24)

(設問A) 会社員の湯本さんは、駅前の賃料上昇を見込み、銀行借入れにより賃貸用マンションを購入した。湯本さんの2017年分の所得等が以下のとおりである場合、湯本さんの2017年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、その年分の所得税の金額が最も少なくなるように計算すること。

- ① 給与所得 860万円
- ② 不動産所得に係る事項
 - ・ 賃貸収入 216万円
 - ・ 必要経費 280万円
 - (内訳) 支払利息 75万円 (不動産取得に要した借入金利子)
 - その他経費 205万円 (必要経費として適正な額)

③ 不動産購入時の内容

取得価額		購入資金	
土地	2,000万円	自己資金	1,000万円
建物	3,000万円	銀行借入金	4,000万円
合計	5,000万円	合計	5,000万円

- ・ 土地と建物は、一の契約により、同一の者から取得した。
- ・ 銀行借入金の金額は、土地と建物ごとに区分されていない。

- 1. 7,960,000円
- 2. 8,147,500円
- 3. 8,260,000円
- 4. 8,335,000円

(問題 25)

(設問B) 小山さんの2017年分における所得の金額等が以下のとおりである場合、小山さんの2017年分の所得税の計算上、課税総所得金額として、正しいものはどれか。

所得の種類		金額	備考
事業所得	収入金額	1,460万円	
	必要経費	1,510万円	
不動産所得	収入金額	555万円	
	必要経費	450万円	
譲渡所得	収入金額	250万円	骨董品の譲渡による金額。
	取得費等	1,080万円	
一時所得	収入金額	2,850万円	生命保険契約の解約による返戻金額。
	収入を得るために支出した金額	2,570万円	既払込保険料。

- ・ 小山さんの所得控除の金額は、100万円である。
- ・ 小山さんは、65万円の青色申告特別控除額の適用を受ける要件を満たしている。

1. 10万円
2. 35万円
3. 70万円
4. 110万円

問9

所得税の所得控除に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		65万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%
180万円超	360万円以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円超	1,000万円以下	収入金額×10%+ 120万円
1,000万円超		220万円

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円未満	70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円以上	収入金額× 5%+ 155.5万円
65歳以上の者	330万円未満	120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円以上	収入金額× 5%+ 155.5万円

<配偶者控除額（所得税）の早見表>

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

<配偶者特別控除額（所得税）の早見表>

配偶者の 合計所得金額		納税者の 合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超	85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超	90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超	95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超	100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超	105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超	110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超	115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超	120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超	123万円以下	3万円	2万円	1万円

<老人扶養の控除額（所得税）の早見表>

扶養親族の種類	控除額
同居老親等以外の者	48万円
同居老親等	58万円

(問題26)

(設問A) 東根さんの家族の構成および2018年分の収入等は以下になると予想される。この場合における東根さんの2018年分の所得税における人的控除(基礎控除を含む)の金額として、正しいものはどれか。なお、家族は東根さんと生計を一にしており、また、大学生の長女以外は同居している。

続柄	年齢	備考
本人	48歳	株式会社PSに勤務する会社員で、給与収入は、年間1,130万円である。
妻	47歳	医療事務の資格を有し、派遣社員として病院に勤務している。 給与収入は、年間100万円である。
長女	20歳	大学2年生で、他県の大学に通うため、東根さんと同居していない。 アルバイトによる給与収入は、年間80万円である。
二女	15歳	中学3年生で、収入はない。
父	72歳	公的年金による収入は、年間150万円である。

- ・ 2018年12月末時点の現況とする。
- ・ 障害者や特別障害者に該当する者はいない。

1. 127万円
2. 159万円
3. 185万円
4. 197万円

(問題27)

(設問B) 下表の4人のうち、2017年分の寡婦(寡夫)控除の適用を受けることができる者は誰か。
なお、いずれの者も再婚していない。

氏名、性別など	香川さん	榊原さん	平尾さん	加瀬さん
	男性	女性	女性	女性
	離婚	離婚	死別	離婚
扶養親族	子	なし	なし	子
合計所得金額	510万円	480万円	520万円	515万円

- ・ 2017年12月末時点の現況である。
- ・ 障害者や特別障害者に該当する者はいない。

1. 香川さん
2. 榊原さん
3. 平尾さん
4. 加瀬さん

(問題28)

(設問C) 池谷さんが2017年中に支払った医療費等が以下のとおりである場合、池谷さんの2017年分の所得税の計算上、確定申告により控除できる医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、その年分の医療費控除の金額が最も多くなるように計算すること。

治療等を受けた者	内容	2017年中における支払金額	備考
池谷さん	内科の治療費等	60,000円	人間ドックの費用30,000円が含まれている。この人間ドックでは特に異常は見つからなかった。
	薬局で購入した薬代	50,000円	全額が特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)に該当するものである。
妻	眼科の治療費	40,000円	2016年中に診療を受けたものが9,000円含まれている。
長女	薬局で購入した薬代	23,000円	全額が特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)に該当するものである。

- ・ 妻は池谷さんと同居し生計を一にしている。長女は、2017年5月に結婚するまで池谷さんと同居し生計を一にしており、薬代はその間に支払ったものである。
- ・ 池谷さんの2017年分の総所得金額等は700万円である。
- ・ 池谷さんは、2017年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組みとして一定の取組みを行っており、セルフメディケーション税制の適用要件を満たしている。
- ・ 治療費を補てんするための保険金や給付金等は、受け取っていない。

1. 34,000円
2. 43,000円
3. 61,000円
4. 73,000円

(問題29)

(設問D) 長谷川さんが契約している生命保険の内容と2017年中に支払った保険料は以下のとおりである。長谷川さんの2017年分の所得税に係る生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、その年分の生命保険料控除額が最も多くなるように計算すること。

生命保険契約等	支払保険料の金額
(新契約) 生命保険契約	77,000円
(新契約) 個人年金保険契約	36,000円
(新契約) 介護医療保険契約	28,000円
(旧契約) 生命保険契約	30,000円

- ・ 上記契約は、すべて生命保険料控除の対象である。
- ・ 2017年中に保険契約の新規加入や更新等を行っていない。

<所得税の生命保険料控除額>

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計	控除額
25,000円 以下	支払金額
25,000円 超 50,000円 以下	支払金額×1/2+12,500円
50,000円 超 100,000円 以下	支払金額×1/4+25,000円
100,000円 超	50,000円

(注) 支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

(2) 2012年1月1日以降に締結した保険契約(新契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計	控除額
20,000円 以下	支払金額
20,000円 超 40,000円 以下	支払金額×1/2+10,000円
40,000円 超 80,000円 以下	支払金額×1/4+20,000円
80,000円 超	40,000円

(注) 支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

1. 92,000円
2. 94,500円
3. 102,000円
4. 118,750円

問 10

ふるさと納税に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題30)

(設問A) 給与所得者の野村さんと野村さんの妻は、2017年中にいわゆる「ふるさと納税」を行った。「ふるさと納税」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、野村さんは2017年分の年末調整を行った結果、所得税の負担が生じている。また、野村さんの妻には所得がなく、野村さんの控除対象配偶者になっている。

1. どの地方公共団体へも寄附をすることはできるが、「ふるさと納税」として税額の軽減措置の適用を受けることができる地方公共団体は、出生地など住民票があった地方公共団体に限られる。
2. 「ふるさと納税」は、適用下限額2,000円を超える金額から一定の上限額まで、所得税額や住民税額の軽減措置の適用を受けることができる制度である。
3. 所得がなく所得税や住民税の負担をしていない野村さんの妻が「ふるさと納税」を行っても、所得税や住民税の軽減措置の適用を受けることができない。
4. 年末調整の対象者である野村さんは、所得税の確定申告を行わなくても、一定の要件のもとにおいて「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を申請しておけば「ふるさと納税」の税額の軽減措置の適用を受けることができる。

問 1 1

所得税の住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題 3 1）

（設問A）会社員の安藤さんは、2017年3月28日に居住用の新築マンションを購入し、購入後直ちに居住した。安藤さんが購入したマンションおよび購入資金の内訳等が以下のとおりである場合、安藤さんの2017年分の所得税の計算上、確定申告により受けられる住宅ローン控除の金額として、正しいものはどれか。なお、安藤さんは住宅ローン控除の適用を受けるための要件をすべて満たしているものとする。

<マンションの資料>

- ・ 床面積 75m²（すべて居住用である）
- ・ 取得価額 3,800万円

※認定長期優良住宅および認定低炭素住宅には該当しない。

<購入資金の内訳>

調達先等	金額	2017年の 年末借入金残高	返済期間	金利	備考
自己資金	600万円	—	—	—	
金融機関	2,500万円	2,440万円	30年	1.5%	(注1)
勤務先からの 社内融資	400万円	370万円	10年	0.5%	(注1) (注2)
安藤さんの父	300万円	280万円	12年	1.0%	(注1) (注3)

(注1) 金融機関、勤務先からの社内融資および安藤さんの父からの借入金の金額は、当初借入額である。

(注2) 安藤さんは勤務先の役員ではない。

(注3) 公正証書による金銭消費貸借契約を交わしており、契約どおりに返済されている。

<その他>

- ・ このマンションは安藤さんが単独で所有している。
- ・ 安藤さんの収入は勤務先1カ所からの給与のみであり、2017年分の年末調整後の所得税の源泉徴収税額は36万円である。

1. 244,000円
2. 272,000円
3. 281,000円
4. 309,000円

問 1 2

所得税の計算に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		65万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円 超	1,000万円 以下	収入金額×10%+ 120万円
1,000万円 超		220万円

(問題 3 2)

(設問A) 西岡さんの2017年における所得等が以下のとおりであった場合、西岡さんの2017年の所得税額として、正しいものはどれか。

所得の区分	金額		備考
給与所得	収入金額	170万円	
退職所得	収入金額	630万円	勤続年数は10年である。
事業所得	収入金額	1,090万円	個人事業に係るものである。
	必要経費	1,120万円	

- ・ 西岡さんの退職は障害者になったことに基因する退職ではなく、過去に退職金の支給を受けたことや役員として勤務した期間はない。また、「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。
- ・ 西岡さんの所得控除の金額は、160万円である。
- ・ 西岡さんは、65万円の青色申告特別控除額の適用を受ける要件を満たしている。

1. 13,500円
2. 47,500円
3. 57,500円
4. 71,000円

問 1 3

所得税に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 3 3)

(設問A) 青色申告を行う伊丹さんは、所得税の確定申告を申告期限後に行った。期限後に申告した場合に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特に記載のない事項については、考慮しないものとする。

1. 純損失の繰越控除の規定の適用を受けることができなくなる。
2. 各種所得の損益通算の適用を受けることができなくなる。
3. 青色申告特別控除の適用を受けることができなくなる。
4. この申告に係る所得税の納付について延納や振替納税の適用を受けることができなくなる。

(問題 3 4)

(設問B) 給与所得者の大津さんは、2014年中に支払った医療費の合計額が10万円を超えており、医療費控除が適用できたことに、2017年になってから気がついた。大津さんがこの医療費控除の適用を受けるための2014年分の確定申告書の申告期限として、正しいものはどれか。なお、大津さんは、2014年分の所得税の確定申告は行っていない。

<大津さんの2014年分の所得等>

- | | |
|---------------------------------------|-----------------|
| ○給与所得 | 4,600,000円 |
| ○源泉徴収税額 | 188,500円(年末調整済) |
| ○医療費控除の対象となる医療費等 | 250,000円 |
| ・ すべて2014年中に支払っている。 | |
| ・ 支払った医療費等のうち、生命保険や社会保険などで補填される金額はない。 | |

1. 2018年の年末
2. 2019年の年末
3. 2019年の確定申告期限
4. 2020年の確定申告期限

問14

消費税に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。
 なお、「消費税」とは、国税である消費税および地方消費税のことをいいます。また、解答に当たっては課税期間の納税額が最も少なくなる方法により計算するものとします。

(問題35)

(設問A) 個人事業にて美容室を営む中井さんの損益等が以下のとおりであるとした場合、2017年分と2018年分について、中井さんの課税事業者または免税事業者の判定の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、中井さんは2015年分と2016年分は課税事業者であった。

<中井さんの事業の損益に関する資料>

期間		損益の一部		備考
2015年分	上半期	売上高 4,320千円 (税込) 雑収入 108千円 (税込) 給与等 1,500千円		雑収入は、事業用備品の下取りによる売却収入の金額である。
	下半期	売上高 6,048千円 (税込) 給与等 2,000千円		
2016年分	上半期	売上高 3,780千円 (税込) 給与等 1,400千円		
	下半期	売上高 6,912千円 (税込) 給与等 2,900千円		
2017年分	上半期	売上高 14,040千円 (税込) 給与等 10,010千円		給与等の内訳は次のとおりである。 従業員 7,610千円 青色事業専従者給与 2,400千円
	下半期	未定		

- ・ 売上高および雑収入はすべて課税売上高である。
- ・ 各年分について、上記に示す取引以外の課税売上高および給与等はない。
- ・ 上半期とは1月1日から6月30日まで、下半期とは7月1日から12月31日までを指す。
- ・ 中井さんは、開業以来「消費税課税事業者選択届出書」を提出したことはない。
- ・ 「給与等」の金額は、所得税法に規定する給与等の支払金額であり、2017年分以外は、従業員へ支払う給与等である。

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1. 2017年分 課税事業者 | 2018年分 課税事業者 |
| 2. 2017年分 課税事業者 | 2018年分 免税事業者 |
| 3. 2017年分 免税事業者 | 2018年分 課税事業者 |
| 4. 2017年分 免税事業者 | 2018年分 免税事業者 |

(問題36)

(設問B) 個人事業者である露木さんの2017年分の損益が以下のとおりである場合、露木さんの2017年分の納付すべき消費税の金額として、正しいものはどれか。露木さんは6年前より消費税の課税事業者となっており、「消費税簡易課税制度選択届出書」は提出していない。

<露木さんの2017年分の損益等>

損益計算書 自2017年1月1日 至2017年12月31日		備考
科目	金額(税込)	
収入	売上高	75,816千円 左記のうち216千円は国外への輸出売上であり、残りは国内の課税売上である。
必要経費	仕入高	44,280千円
	給与手当	3,700千円
	接待交際費	648千円 左記のうち108千円は非課税仕入に該当する。
	減価償却費	1,106千円
	支払利息	540千円
	その他の経費	17,010千円 左記のうち1,350千円は非課税仕入に該当する。
必要経費の合計金額		67,284千円
当期利益		8,532千円

- ・ 2015年分の課税売上高は、48,000千円である。
- ・ 期首棚卸高および期末棚卸高はない。
- ・ 上記の取引の消費税率はすべて8%である。

1. 632千円
2. 1,012千円
3. 1,120千円
4. 1,136千円

問15

個人事業税に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題37)

(設問A) 橋口さんは、2016年に個人でワインバーを開業した。橋口さんには、そのほかに相続により取得した不動産の貸付による収入もある。橋口さんの2017年分の所得税青色申告決算書（一般用および不動産所得用）の内容が以下のとおりである場合、これに係る納付すべき個人事業税の金額として、正しいものはどれか。

科目	事業所得の金額	不動産所得の金額
売上（収入）金額	1,960万円	800万円
必要経費	1,180万円	925万円
差引金額	780万円	▲125万円
青色事業専従者給与	180万円	—
青色申告特別控除前の所得金額	600万円	▲125万円
青色申告特別控除額	65万円	—
所得金額	535万円	▲125万円

- ・ 2016年に純損失80万円が発生しているが、適正に繰り越されている。
- ・ 事業所得ならびに不動産所得を生じる事業はいずれも第一種事業に該当する。
- ・ 年中途での廃業はなく、いずれの事業も1年を通して行われているものとする。

1. 20,000円
2. 52,500円
3. 92,500円
4. 142,500円

問 16

近藤さんは個人で宝飾店を営んでいます。売上が順調に増加していることから、法人成りを検討することにしました。法人成りに関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題38)

(設問A) 近藤さんは、法人成りを検討するために会社法について調べてみた。会社法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 株式会社は、取締役を必ず1名以上選任しなければならない。
2. 株式会社は、剰余金の配当を年3回以上行うことができない。
3. 株式会社は、設立時の資本金が1,000万円以上必要である。
4. すべての株式会社は、取締役会を設置しなければならない。

(問題39)

(設問B) 近藤さんの友人が経営しているR K株式会社の株主構成が以下のとおりである場合、法人税法上の株主の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、R K社の株式はすべて普通株式であり、議決権は各株式均等に付与されているものとする。

株主氏名	役職	持株割合	備考
村瀬幸一	代表取締役	25%	
桑原啓太	—	17%	取引先の役員。R K社での勤務実績はない。
明石美穂	経理部長	8%	
村瀬俊宏	総務部長	5%	村瀬幸一の弟
羽田浩二	企画部長	5%	
羽田由香	—	5%	羽田浩二の妻。3年前にR K社を退社している。
桑原幸枝	販売部長	3%	桑原啓太の妻
従業員持株会	—	32%	会員各人の持株割合は2%以下である。

・ 記載のない親族関係については考慮しないものとする。

1. 明石美穂は、R K社の経営に従事している場合、法人税法上のみなし役員となる。
2. 村瀬俊宏は、R K社の経営に従事している場合、法人税法上のみなし役員となる。
3. 羽田浩二は、R K社の経営に従事している場合、法人税法上のみなし役員となる。
4. 桑原幸枝は、R K社の経営に従事している場合、法人税法上のみなし役員となる。

問17

卸売業を営む株式会社TTは、期末資本金が1,000万円で期中における増減資はなく、株主がすべて個人の1年決算法人です。TT社の当期は2017年1月1日から2017年12月31日までです。法人税に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、TT社は、設立以来継続して青色申告による確定申告書を期限内に提出しています。また、解答に当たっては、当期の課税所得の金額が最も少なくなるように計算するものとし、消費税については考慮する必要はありません。

損益計算書		
自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日		(単位：千円)
I 当期売上高		958,000
II 当期売上原価		766,400
売上総利益		191,600
III 販売費及び一般管理費		
給与	96,800	
接待交際費	10,200	
寄附金	1,000	
消耗品費	2,820	
租税公課	13,100	
荷造運賃	9,580	
通信費	6,800	
旅費交通費	18,500	
修繕費	1,500	
減価償却費	3,500	
貸倒損失	4,500	
その他の経費	16,910	
営業利益		185,210
		6,390

TT社の損益計算書に関して留意すべき点は以下のとおりである。

＜接待交際費に関する事項＞

得意先の役員を旅行に招待した費用	1,800千円
得意先が小売業者を旅行に招待した費用のTT社負担額	2,400千円
TT社の代表取締役社長に対して臨時的に支給した渡切交際費 (実質的に給与と認められる)	300千円
得意先をゴルフで接待した際に支出したプレー代	400千円
得意先に配布する当社の名入りカレンダーの配布費用	700千円
その他税務上交際費と認められる金額	4,600千円
合計	10,200千円

- ・ 上記は当期において接待交際費に計上した金額である。なお、1人当たり5,000円以下の飲食費は含まれていない。
- ・ 飲食に要した費用に係る必要書類は適正に保存されている。

<寄附金に関する事項>

当期に支出した寄附金1,000千円は、代表取締役社長の長男が通う私立高校野球部が甲子園に出場した際に当該私立高校に対して支出したものである。

<旅費交通費に関する事項>

代表取締役社長の海外渡航に際して旅費として800千円を計上し、これを旅費交通費として当期の費用に計上している。そのうち、業務の遂行上必要と認められ、かつ渡航のために通常必要と認められる部分の金額は400千円である。

<当期における減価償却費の状況>

計上科目	種類	取得価額	当期償却費	法定耐用年数	事業供用日
建物	倉庫用建物	33,000千円	2,000千円	22年	2013年2月8日
建物附属設備	昇降機設備	6,000千円	1,000千円	17年	2017年3月1日
器具備品	冷暖房機器	500千円	500千円	6年	2017年5月8日

- ・ TT社は減価償却方法についての届出は行っていないものとし、特別償却は考慮しないものとする。
- ・ 2017年5月に上記の倉庫用建物を改築し、同月より事業の用に供している。なお、この際に支出した1,500千円は資本的支出に該当するが、TT社は修繕費として当期の費用に計上している。

<償却率等>

耐用年数	定額法	定率法	改定償却率	保証率
6年	0.167	0.333	0.334	0.09911
17年	0.059	0.118	0.125	0.04038
22年	0.046	0.091	0.100	0.03182

<貸倒に関する事項>

取引先名	貸倒損失の金額	備考
A社	2,000千円	A社に対し貸付金2,000千円を有しているが、同社の資産状況および支払い能力からみて、全額が回収できないことが明らかになったため、貸付金の全額を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。
B社	1,500千円	継続的な取引先であるB社に対し貸付金1,500千円を有しているが、経営状態が悪化し、最後の弁済を受けてから1年以上経過している。そのため、当期末に全額を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。
C社	1,000千円	当期中に取引先C社が民事再生法による再生手続開始の申し立てを行ったため、C社に対して有している売掛金1,000千円を貸倒損失として損金経理した。なお、当期末において再生計画は認可決定されていない。

(問題 4 0)

(設問A) 当期の法人税額の計算上、交際費等に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,200千円
2. 1,500千円
3. 1,900千円
4. 2,200千円

(問題 4 1)

(設問B) 当期において減価償却費および修繕費に計上した金額のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,281千円
2. 1,576千円
3. 2,346千円
4. 3,030千円

(問題 4 2)

(設問C) 役員に対する給与(報酬・賞与)のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,000千円
2. 1,300千円
3. 1,400千円
4. 1,700千円

(問題 4 3)

(設問D) 当期の法人税額の計算上、貸倒損失のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,500千円
2. 2,500千円
3. 3,000千円
4. 4,500千円

(問題 4 4)

(設問 E) T T 社の同業他社である株式会社 A T (資本金 1,000 万円) の課税所得の推移が以下のとおりである場合、A T 社が第 1 2 期において控除できる繰越欠損金額として、正しいものはどれか。なお、A T 社は株主がすべて個人の 1 年決算法人であり、会社設立以来、連続して法人税の確定申告について青色申告書を期限内に提出しており、欠損金の繰戻還付の適用は受けていないものとする。

決算期	事業年度	繰越控除前の課税所得金額
第 1 期	2006 年 4 月 3 日～2007 年 3 月 31 日	▲3,800,000 円
第 2 期	2007 年 4 月 1 日～2008 年 3 月 31 日	▲2,800,000 円
第 3 期	2008 年 4 月 1 日～2009 年 3 月 31 日	▲1,500,000 円
第 4 期	2009 年 4 月 1 日～2010 年 3 月 31 日	▲1,400,000 円
第 5 期	2010 年 4 月 1 日～2011 年 3 月 31 日	600,000 円
第 6 期	2011 年 4 月 1 日～2012 年 3 月 31 日	1,600,000 円
第 7 期	2012 年 4 月 1 日～2013 年 3 月 31 日	▲800,000 円
第 8 期	2013 年 4 月 1 日～2014 年 3 月 31 日	1,200,000 円
第 9 期	2014 年 4 月 1 日～2015 年 3 月 31 日	2,500,000 円
第 10 期	2015 年 4 月 1 日～2016 年 3 月 31 日	1,300,000 円
第 11 期	2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日	1,700,000 円
第 12 期	2017 年 4 月 1 日～2018 年 3 月 31 日	1,900,000 円

1. 500,000 円
2. 700,000 円
3. 1,000,000 円
4. 1,400,000 円

問18

法人が契約した生命保険に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題45)

(設問A) 法人が契約し、支払いをしている生命保険料の法人税における取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、いずれの場合においても特約保険料を含まない主契約のみの保険料で月払いによるものとする。

1. 役員全員を被保険者とし、死亡保険金の受取人を法人とする終身保険は、その保険料の全額が法人の資産として計上される。
2. 役員全員を被保険者とし、死亡給付金および年金の受取人を法人とする個人年金保険は、その保険料の全額が法人の損金となる。
3. 役員全員を被保険者とし、死亡保険金の受取人を法人とする定期保険は、その保険料の全額が法人の資産として計上される。
4. 役員全員を被保険者とし、死亡保険金の受取人を被保険者の遺族、満期保険金の受取人を法人とする養老保険は、その保険料の全額が法人の損金となる。

(問題46)

(設問B) 株式会社TMの代表取締役を務めていた筒井さんは2017年5月31日にTM社の代表取締役を退任した。TM社が2017年6月に以下のような生命保険の解約返戻金の受領および退職金の支給を行った場合に、TM社の当事業年度(2017年1月1日から2017年12月31日まで)の法人税における所得金額の計算上、増加または減少する金額として、正しいものはどれか。

< TM社の生命保険契約に関する事項 >

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ① TM社が受け取った筒井さんを被保険者とする生命保険の解約返戻金 | 8,000万円 |
| ② TM社の保険金受取時の貸借対照表上の保険積立金 | 10,000万円 |
- この金額のうち7,000万円が①の生命保険に該当するものである。

< 退職金に関する資料 >

- | | |
|----------------------|---------|
| ① TM社が筒井さんに支給した退職一時金 | 7,000万円 |
|----------------------|---------|
- 筒井さんの退職金の税務上の適正額は5,000万円である。
 - 筒井さんは、代表取締役を退任後、会社の経営には一切携わっておらず、役員報酬も受け取っていない。

- 7,000万円減少する。
- 4,000万円減少する。
- 1,000万円増加する。
- 3,000万円増加する。

問19

役員と法人の取引に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題47)

(設問A) 株式会社KDの取締役である落合さんは、2017年中に個人所有の土地をKD社に譲渡した。土地の譲渡等に関する資料等が以下のとおりである場合、落合さんの2017年分の所得税の計算上、この土地に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。

摘要		土地X	土地Y
取得に関する資料	取得年月	1998年9月	2014年6月
	取得費	500万円	300万円
譲渡に関する資料	譲渡年月	2017年11月	
	譲渡価額	550万円	350万円
	譲渡時の時価	1,800万円	500万円
	譲渡費用	80万円	

- ・ 落合さんは、土地Xおよび土地Yを一の契約によりKD社に譲渡している。
- ・ 土地Xおよび土地Yは落合さんの居住の用に供されたことはない。

1. 20万円
2. 270万円
3. 1,270万円
4. 1,420万円

(問題48)

(設問B) (問題47)におけるKD社の法人税法上の取扱いに関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. KD社における土地Xの取得価額は、落合さんの土地の取得費500万円である。
2. KD社における土地Xの取得価額は、購入時の時価である1,800万円の2分の1に相当する900万円である。
3. KD社における土地Yの取得価額は、購入価額である350万円である。
4. KD社における土地Yの取得価額は、購入時の時価である500万円である。

問20

財務諸表に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題49)

(設問A) KE社のキャッシュ・フロー計算書は以下のとおりである。KE社のキャッシュ・フロー計算書に関する以下の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

キャッシュ・フロー計算書	
自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	
(単位：百万円)	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	1,000
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	▲1,200
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	500
IV 現金及び現金同等物の増加額	300
V 現金及び現金同等物の期首残高	2,100
VI 現金及び現金同等物の期末残高	2,400

1. 「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、営業活動から生じるキャッシュの増減を記載するほか、法人税等の支払いが含まれる。
2. 「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、有形固定資産および無形固定資産の取得および売却のほか、子会社株式の取得が含まれる。
3. 「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、借入金による資金の調達および返済のほか、資金の貸付けおよび回収が含まれる。
4. 「現金及び現金同等物」には手許現金のほか、当座預金、普通預金、通知預金が含まれる。

(問題50)

(設問B) (問題49)のKE社のキャッシュ・フロー計算書を分析した次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 固定資産の売却を進め、借入金による資金調達を増やしていると考えられる。
2. 固定資産の売却を進め、借入金の返済も進めていると考えられる。
3. 固定資産の投資を進め、借入金の返済も進めていると考えられる。
4. 固定資産の投資を進め、借入金による資金調達を増やしていると考えられる。